

まいばら

vol.77

2008. 11/15

次回の広報まいばら発行日は…
12月1日号(市政情報誌) 11月28日(金)

くらしに役立つお知らせ

ト	平成21年度予算編成方針	中長期的な視点で財政の健全化に努めます	2
ピ	税務課からのお知らせ	償却資産の申告、家屋取り壊しの届出をお忘れなく	3
ツ	収納課からのお知らせ	不動産の公売／市税等徴収状況および滞納処分の状況	4
ク	市民委員を募集します	次世代育成支援対策地域協議会の委員を募集	6
ス	消費生活相談コーナー	健康食品を買えば年金がもらえる？ マルチ商法にご注意を！	8

2008 人権尊重と 部落解放をめざす 市民のつどい

と き 11月22日(土)13時～16時まで ※受付は12時30分～

ところ 米原公民館 大ホール

記念講演 ～大きな視野で考え学ぶ～ 国際感覚で人権を考えよう

講師: 吹浦忠正さん (ユーラシア21研究所理事長)

早稲田大学大学院修了後、これまでに埼玉県立大学教授、国際赤十字駐在代表、東京都生涯学習審議会委員、協力隊を育てる会常任理事などを歴任される。また、世界の国旗にも精通され、衆議院での公述人や東京オリンピック以来の様々な国家的行事で国旗担当をされる。現在は主に、ユーラシア21研究所理事長、評論家、拓殖大学教授、東洋英和女学院大学大学院講師、難民を助ける会特別顧問、社会福祉法人さぼうと21理事長として、多方面で活躍中。



※手話通訳・要約筆記あり ※託児コーナーあり…要予約／11月18日(火)までにお申し込みください。

ピアノコンサート クラシックピアノで 世界一周の旅

山季布枝さん (ピアニスト)

幼少より母の手ほどきでピアノを始め、高校卒業後、ウィーン国立音楽大学ピアノ科に入学し、室内楽、伴奏法も学ぶ。在学中に一時帰国し、東京ゾリステンとモーツァルトのピアノ協奏曲で共演し、同時にピアノリサイタルで日本デビューを果たす。2001年には、スロヴァキアに招かれ演奏し、国際フンメル協会より、ルビツァ・バロバー賞を授与される。現在、日本はもとより世界各国で活躍中。



人権啓発パネル展

今年度、市民の皆さんからご応募いただいた人権作品のパネル展を開催します。ぜひご覧ください。

11月18日(火)～12月10日(水)
※人権週間(12月4日～10日)協賛

平和堂米原店 1階フロア

12月11日(木)～12月19日(金)

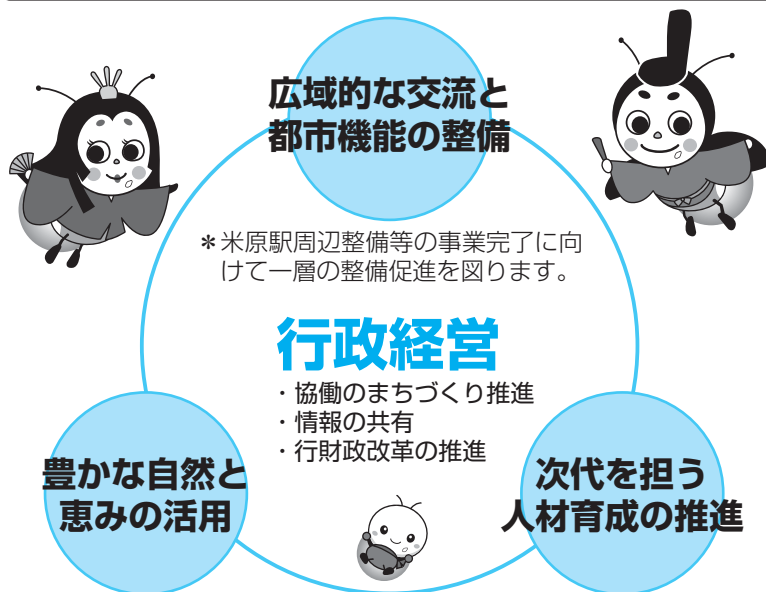
ルッチプラザ 2階ロビー

☎ 総務部 人権推進課(米原庁舎) ☎ 52-6629 FAX 52-4539



平成21年度 予算編成方針

重点施策の基本的な考え方



* 水源の里の価値に魅力を見つけ、米原らしさを追求します。
* 多角的な視点で地域の誇りと価値を再発見し、地域イメージの再生と発信などにつながる施策を構築します。

* 少子化、子育て対策を引き続き実施します。
* 田舎都市の原点である「家庭力」や「地域力」を活かした施策を展開します。
* 子ども、高齢者、障がいのある人など支援が必要な人の生活を保障する視点で検討します。

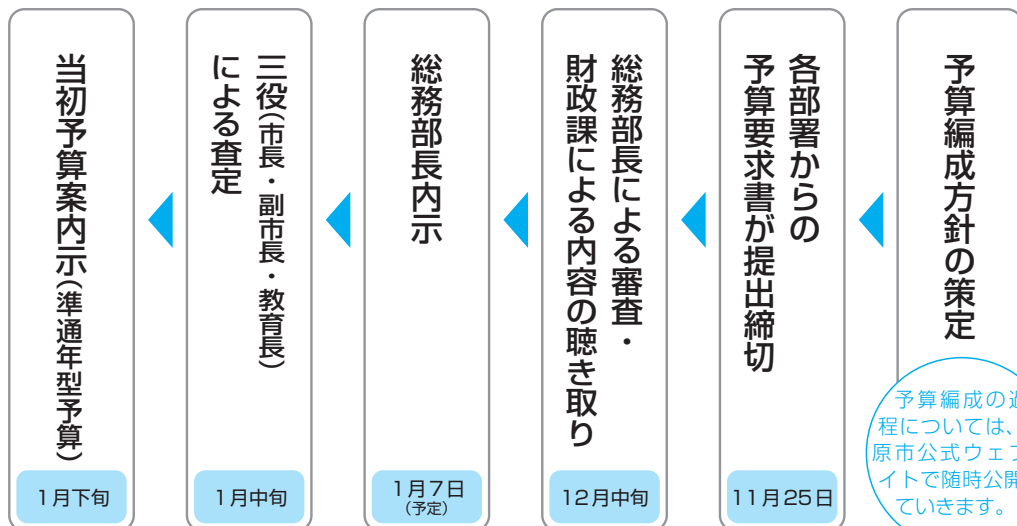
予算編成の基本方針

- 優先度に応じて政策の「選択と集中」を進め、効果的な財源の活用に努めます。
- 「歳入に見合った歳出」を基本とし、基金の取崩に頼らない年間予算の編成を目指します。

- 財源の重点配分と、予算の効率化を図るため、昨年度に引き続き「枠配分予算編成（※1）」を実施します。

- 当初予算は、政策的予算を除く「準通年型予算（※2）」として議会に提案します。

予算編成の進め方（今後のスケジュール）



予算編成の過程については、米原市公式ウェブサイトで随時公開していきます。

※1 枠配分予算編成…各部署に経費を配分し、その配分額内で各部署が事業の優先度を図り予算を編成する方法。限られた財源を効果的に活用することをねらいとしています。

※2 準通年型予算…平成21年2月に市長選挙が行われるため、市長の政策的判断が必要な事業（政策的予算）以外の経費で構成します。「政策的予算」は、市長選挙後、追加して議会に提案します。



償却資産の申告をお忘れなく



償却資産とは

工場や商店、事務所などの経営者が、その事業のために所有している機械や工具、備品などの資産を「償却資産」といい、「償却資産」は土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

償却資産は、法人税または所得税を申告する上で、減価償却額または減価償却費として損金や必要経費に算入されるものです。ただ、償却資産についても、土地や家屋と同じように免税点があり、課税標準額（資産の総額）で150万円までは課税対象外となります。また、自動車税や軽自動車税が課税されるものは除かれます。

申告の義務

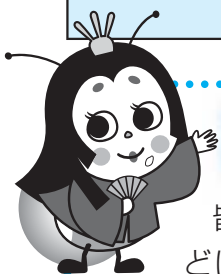
償却資産を所有しておられる方は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告することになります。

対象となる償却資産は、平成21年1月1日現在において米原市内に所在する事業用資産で、「所在・種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数」などを申告書に記入し、平成21年1月31日までに提出ください。

申告に必要な書類を12月中旬にお送りしますが、新たに申告が必要となる方で申告書をお持ちでない場合はご連絡ください。

償却資産の例

資産の種類		課税の対象となる資産
構築物	構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、緑化施設、フェンスなど
	建物付属設備	ボイラー、発電機、厨房設備など特定の資産または業務の用に供されるもの
機械および装置		金属加工機械、土木機械、医療用機械、電気機械、その他部品の製造・加工・修理に使用する機械など
車両および運搬具		大型特殊自動車、構内運搬車など
工具・器具および備品		切削工具、取付工具、鍛圧工具、陳列ケース、娯楽用器具、事務用備品（パソコン）など



家屋を取り壊したら、届出を忘れずに！

皆さんが所有する住宅や物置、車庫などには、毎年1月1日を基準日（「賦課期日」といいます）として、固定資産税が課税されます。

家屋を取り壊された場合には、「家屋異動申告書」の提出が必要です。該当される場合は印鑑をお持ちになって、税務課（近江庁舎）、またはお

近くの庁舎窓口へお越しください。（申告書の用紙は市公式サイトからも取得できます。）

「家屋異動申告書」を提出いただくと、翌年度から取り壊した家屋については、固定資産税は課税されません。

（登記されていた家屋を滅失登記された場合は、届出の必要はありません。）



不動産の公売を実施します

次の不動産について、公売を実施します。

■公売財産

区分	所在地	地積	地目
①	米原市大鹿字切田1395番	145㎡	山林
②	米原市柏原字小谷前4400番	1,506㎡	田
③	米原市杉澤字南川560番38	166.00㎡	宅地

■日程等

公売方法	入札方式
公売場所	米原市役所 近江庁舎 2E会議室
公売日時	平成20年12月12日(金) 午前10時30分～
売却決定日	平成20年12月19日(金) 午前11時
買受代金納付期限	平成20年12月19日(金) 午前11時30分

※公売財産の情報は平成20年10月22日現在のものです。

※見積価額、公売保証金等の公売財産の明細など詳しくは、市役所各庁舎窓口にある「公売広報」をご覧ください。

※区分②の入札参加要件については、米原市農業委員会発行の「買受適格証明書」が必要です。

※公売を中止することがありますが、ご了承ください。

平成20年度 市税等徴収状況および滞納処分の状況

市では、負担の公平性の確保と納税秩序の維持・向上を目指し、収納体制を一元化して徴収業務の強化に取り組んでいます。

また、市税等の滞納者から差押さえた物件をインターネット公売に出品し、換価した金額を市税等に充当するなど、滞納処分の厳正な執行に努めています。

8月末現在における、平成20年度の「市税等徴収状況および滞納処分の状況」は次のとおりです。

1 徴収の状況

(単位：金額は千円、率は%)

区 分			H19(8月末)			H20(8月末)			比 較
			調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	
市 税	市民税	現年度分	3,142,447	1,069,848	34.0	3,242,154	1,186,295	36.6	↗
		過年度分	87,899	8,831	10.0	116,766	14,023	12.0	↗
		計	3,230,346	1,078,679	33.4	3,358,920	1,200,318	35.7	
	固定資産税	現年度分	3,380,364	2,139,924	63.3	3,401,464	2,200,760	64.7	↗
		過年度分	115,151	12,347	10.7	93,339	10,068	10.8	↗
		計	3,495,515	2,152,271	61.6	3,494,803	2,210,828	63.3	
	軽自動車税	現年度分	89,450	85,634	95.7	90,791	87,384	96.2	↗
		過年度分	5,192	502	9.7	5,403	666	12.3	↗
		計	94,642	86,136	91.0	96,194	88,050	91.5	
市 税 計			6,820,503	3,317,086	48.6	6,949,917	3,499,196	50.3	
国民健康保険税	現年度分(※)	1,068,027	273,434	25.6	771,430	199,809	25.9	↗	
	過年度分	128,400	10,414	8.1	143,043	13,261	9.3	↗	
	計	1,196,427	283,848	23.7	914,473	213,070	23.3		
水道料金	現年度分	252,852	203,030	80.3	260,857	207,282	79.5	↘	
	過年度分	82,955	51,010	61.5	78,614	50,323	64.0	↗	
	計	335,807	254,040	75.7	339,471	257,605	75.9		
下水道使用料	現年度分	216,012	172,635	79.9	227,383	180,768	79.5	↘	
	過年度分	9,474	956	10.1	11,949	1,113	9.3	↘	
	計	225,486	173,591	77.0	239,332	181,881	76.0		
合 計			8,578,223	4,028,565	47.0	8,443,193	4,151,752	49.2	↗

※市民税・固定資産税・国民健康保険税については、年額調定額(納期未到来分も含む)で徴収率を算出しています。

※国民健康保険税の現年分には、後期高齢者医療保険の対象者分を含みません。

収納果からのお知らせ

不動産の公売を実施します

平成20年度市税等徴収状況および滞納処分の状況

休日納税相談会を開催します

Consulta de imposto/pagamento no feriado



12月は滞納整理強化月間

県と市町では、12月を県内共通の「滞納整理強化月間」としています。そこで税の公平な負担の観点から、滞納のある方に対する滞納整理を重点的に行います。もし納税されていないと、財産(給与・預金等)を調査し、差押することがありますので、もう一度、納め忘れないかお確かめください。



2 滞納処分の状況

●差押の状況

(金額の単位：千円)

区 分	不動産			預金・国税還付金			動産・その他			合 計		
	件数	滞納金額	差押金額	件数	滞納金額	差押金額	件数	滞納金額	差押金額	件数	滞納金額	差押金額
平成19年度 (8月末現在)	15	27,501	27,501	48	10,876	3,307	0	0	0	63	38,377	30,808
平成20年度 (8月末現在)	12	7,667	7,667	34	7,538	3,063	3	5,170	5,170	49	20,375	15,900

●交付要求・参加差押の状況

(金額の単位：千円)

区 分	交付要求 ※1			参加差押 ※2			合 計		
	件数	滞納金額	差押金額	件数	滞納金額	差押金額	件数	滞納金額	差押金額
平成19年度 (8月末現在)	8	1,873	1,873	1	28	28	9	1,901	1,901
平成20年度 (8月末現在)	7	3,140	3,140	2	34	34	9	3,174	3,174

●公売等の実施状況 (金額の単位：千円)

区 分	インターネット公売	
	取り扱い物件数	換価金額
平成19年度 (8月末現在)	0	0
平成20年度 (8月末現在)	12	228

※1 交付要求：滞納者の財産について他の滞納処分による差押が先行して行われている場合に、先行する滞納処分手続に参加して滞納租税の交付を求めること。

※2 参加差押：滞納者の財産について他の滞納処分による差押が先行して行われている場合に、先行する滞納処分手続に参加して差し押さえること。

休日納税相談会を開催 Consulta de imposto/pagamento no feriado

納期限を過ぎても市税や米原市公共料金の納付が困難な方で、平日に納税相談が受けられない方を対象に「納税相談」を行います。また、相談だけでなく、市税や米原市公共料金を納付することもできますので、平日に納付することが困難な方はぜひご利用ください。

と き：11月30日(日) 9時～17時

※同日13時～17時まではポルトガル語通訳者も対応しますので、ご利用ください。

ところ：市役所 近江庁舎 自治振興課窓口

持ち物：◎印鑑(認印でも可)

◎口座振替を登録される方は、通帳と口座お届け印

A Prefeitura Municipal de Maibara (Oumi) realizará em 2008/11/30 (domingo) das 9h às 17h, consulta e pagamento de impostos. (Das 13h às 17h estamos preparando consulta em português).

問 市民部 収納課(近江庁舎)

☎ 52-3189

FAX 52-6930

米原市青少年育成大会を開催します

今年度の主なテーマは「少年非行(犯罪)」です。悪質化・低年齢化する「少年非行(犯罪)」をなくすため、家庭のあり方や地域社会がどのように関わっていくべきか、ということについて考えます。ぜひご来場ください。

と き 11月29日(土) 13時30分～

ところ ルッチプラザ ベルホール310

青少年育成講演会

少年非行、少年犯罪の現状と、犯罪被害を防ぐために

～事案から通して考察する望ましい家庭のあり方～

講師：奥平裕美氏 (財)矯正協会 附属少年非行問題相談センター センター長

・表彰式(あいさつ運動標語入賞者、全国・県表彰披露)

・中学生の意見発表市内各中学校代表

米原中 杉村 真子さん 「不思議な力」

大東中 中島 梨紗さん 「国境をこえた私の夢」

河南中 澤 香織さん 「私の探し物」

柏原中 杉山 有紀さん 「陸上に会ってからの私」

双葉中 坂井 志帆さん 「わたしの夢」

伊吹山中 藤田 和真さん 「克己心が求められる時代」

問 青少年育成市民会議事務局(まなび推進課内)

☎ 55-8106

FAX 55-4040



犯罪被害に遭われた方へ ～犯罪被害者相談窓口と 犯罪被害給付制度について～

- 犯罪被害者相談窓口
- ①犯罪被害者サポートテレホン
☎077-521-8341
- ②県民の声 110 番
☎077-525-0110(#9110)
- ③暴力団追放ホットライン
☎077-527-2140
- ④NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター
☎077-525-8103
- 〈月～金 10時～16時〉
※各警察署の警務課にも相談窓口があります。

- 犯罪被害給付制度
- 犯罪被害者の精神的・経済的打撃の緩和を図るために国が給付金を支給しています。給付金支給の要件など詳しくは警察本部警察県民センター犯罪被害者対策室、または各警察署警務課まで。
- ☎ 米原警察署 警務課 ☎ 52-0110

近年の日本の社会に多く見られるスギ残業。長時間の残業など過度な労働が続くと健康が害され、コロナとカラダの健康を害するリスクも高まる。労働環境の整備・ルールづくりが重要。

ココロとカラダが折れないうちに。

労使がともに協力しあい、長時間労働を抑制しよう！

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

都道府県労働局 労働時間相談ダイヤル

11月22日(土)9時～17時 ☎ **0120-897-713**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 11月17日(月)～23日(日)

期間中、女性にかかわる相談専用電話を設置します。夫・パートナーからの暴力(DV)、職場等におけるセクシャル・ハラスメントやストーカー行為などの問題について、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じます。

女性人権ホットライン
フリーダイヤル ☎ **0570-070-810**
8時30分～19時 (土日は10時～17時)※この期間以外でも相談に応じています。

環境ひとくちメモ⑮

身近でできるエコ活動！

車を運転するときは「エコドライブ」を
実践しましょう。

- ・車を使っの用事はいくつかまとめて済ます
- ・「急」のつく運転(急発進・急加速・急制動)をしない
- ・タイヤの空気圧をこまめにチェック
- ・車の重量を減らすため、給油は満タンにせず半分くらいに
- ・アイドリングストップを心がける

(環境保全課)

米原市次世代育成支援行動計画 (後期)の策定に向けて 次世代育成支援対策 地域協議会の委員を募集

市では、子どもたちがすこやかに生まれ育つことができる地域社会を築くため、「米原市次世代育成支援行動計画(前期)」夢育み 笑顔あふれる米原市～子どもとともに光るまち～を策定し、計画に基づいた施策を推進しています。

このたび、この行動計画(前期)に続き、行動計画(後期)を策定するため、新たに地域協議会委員として参画くださる市民委員を募集します。

子育て支援等への熱い思いを持つ
あなたの参加をお待ちしています。

応募資格：20歳以上の方(市の議会議員、
附属機関等の委員および市職員を除く)

募集人員：2名程度

任期：委嘱の日から1年間

業務内容：応募時点で、市内在住の方および市内に勤務の方で
任期中5回程度地域協議会に出席し、米原市次世代
育成支援行動計画策定のための議論や検討をしていただ
きます。

応募方法：所定の用紙に必要事項を記入の上、レポートを添えて
12月5日(金)までに、直接持参・FAX・郵送ま
たはメールでこども家庭課まで応募ください。

※応募要領および応募用紙は、こども家庭課・各庁舎の自治振興課に設
置してあるほか、市の公式サイトからもご覧いただけます。

☎ 市 こども家庭課(山梨庁舎)
☎ 55-8104 FAX 55-4040





お知らせ

平成21年成人式

開催日時▶平成21年1月11日(日)
13時30分～16時(受付は12時30分～)

会場▶県立文化産業交流会館イベントホール(下多良)

※対象者の方には12月10日頃に個別に文書でご案内します。

※就労や就学等で住民票を市外に異動しておられる方で米原市成人式への参加を希望される方は、参加希望の旨をご連絡ください。

申・問 市教委 まなび推進課(山東庁舎)

☎ 55-8106 FAX 55-4040



講座

レクリエーション講座

サロンなどの地域福祉活動に関心をもちの方を対象とした無料講座です。
日時と内容▼

■第1回 12月5日(金)

誰もが楽しめるレクリエーション(手遊び・ゲーム)／癒し系レクリエーションを学ぼう!

■第2回 12月12日(金)

サロンやボランティア活動で参考になるレクリエーション

※時間はいずれも13時30分～15時30分

会場▶米原地域福祉センターゆめホール

定員▶50人(定員になり次第締切)

申込方法▶氏名・住所を、電話またはFAXにて下記まで

申・問 米原市社会福祉協議会 米原支所

☎ 54-3110 FAX 54-3115



催し

米原発・古き良き伝統文化の再発見 花嫁行列と長持唄

中山道柏原宿編

昔なつかしい「花嫁行列」とおめでたい「長持唄」を今年は中山道柏原宿で再現します。6組のカップルの門出を祝いながら、地域の歴史や文化、食文化に触れてみませんか?

日時▶11月22日(土)

10時～15時30分

会場▶中山道柏原宿一帯

内容▶花嫁行列と長持唄の再現(10時～・11時30分～・14時30分～※2組ずつ)、人力車搭乗体験、お茶席、マンドリン生演奏、ちりめん細工・ちぎり絵・引き札の展示、手作り陶器市 ほか

原田伸郎さんの司会でおなじみ、
びわこ放送「ときめき滋賀'S」の
公開生放送もあるよ!

※お車でご来場の方は、
山東 B&G 海洋セン
ターの駐車場をご利用
ください。

問 近江公民館

☎ 52-3483

FAX 52-3895



～元気と活力ある湖北農業をめざして～ 第2回食と農をつなぐシンポジウム

日時▶12月6日(土) 13時～

会場▶湖北農業会館(長浜市公園町)

内容▶事例発表・基調講演・パネルディスカッション・特産品抽選会等

問 湖北地域農業センター

☎ 62-4143 FAX 62-4144

ぶんさんワクワク寄席

プラス
十キッズ落語2008

プロの寄席だけでなく、ワークショップでプロの落語家から「笑い」を伝授してもらった子どもたちの成果発表も併せてお楽しみいただけます。

日程▶12月6日(土) 13時30分～

会場▶県立文化産業交流会館

出演者▶笑福亭伯枝・笑福亭晃瓶・笑福亭瓶成

入場料▶〈一般〉1,500円 〈18歳以下〉1,000円 ※当日券は500円増



笑福亭伯枝



笑福亭晃瓶



笑福亭瓶成

問 県立文化産業交流会館

☎ 52-5111 FAX 52-5119

<http://www.shiga-bunshin.or.jp/bunsan>



相談



1日年金相談所

日時▶12月18日(木) 10時～16時

場所▶長浜市社会福祉協議会(長浜市高田町12-34)

申込方法▶平日の8時30分～17時15分に下記の予約専用電話よりお申込ください。

問 滋賀社会保険事務局彦根事務所

☎ 0749-23-5489(予約専用)



施策の案に対するパブリックコメント[市民意見]を募集します

案の名称	実施期間	担当課	連絡先
米原市交通安全都市宣言(案)	平成20年12月1日(月)～12月31日(水)	防災安全課	☎52-6630 FAX 52-6930 bouan@city.maibara.shiga.jp
(仮称)米原市水源の里条例(案)	平成20年12月1日(月)～平成21年1月9日(金)	総合政策課	☎52-6626 FAX 52-5195 sousei@city.maibara.shiga.jp

案の閲覧方法と市民意見の提出方法

■案の閲覧場所 市役所各庁舎情報プラザ、各行政サービスセンター窓口、各市立図書館、市公式サイト(ホームページ)
<http://www.city.maibara.shiga.jp>

■意見の提出方法 閲覧場所への直接持参、郵送、FAX、Eメール

■提出先【郵便】〒521-8501 米原市下多良3-3 米原市役所パブリックコメント担当
【FAX・Eメール】 上表の担当連絡先まで



消費生活相談コーナー

困ったときは

米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)

相談専用 ☎52-8088

受付 平日 9時15分～15時30分

こんなとき
どうしたらいい?健康食品を買えば年金がもらえる ???
マルチ商法にご注意を!

友人から「健康食品を販売する組織に入り毎月購入し続ける」と、数ヶ月後から年金が支給されると誘われた。説明によると、健康食品の購入代金は1ヶ月約15,000円で、このうちの一部が積み立てられ、年金になるとのこと。

支給される年金は最初5,000円程度から始まり、段階的に金額が増える仕組み。2年間で差し引き約200万円の収入になるといふ。また、人を誘って入会させると年金とは別にボーナス

Y子さんが入会したのは「マルチ商法(連鎖販売取引)」の組織で、商品や役務の販売などから得られる収入だけでなく、人を入会させることによっても収入が得られるとして勧誘、組織を拡大する商法です。

ねずみ講とよく似ていますが、ねずみ講が法律で禁止された配当組織であるのに対し、マルチ商法は商品や役務などを介在させる販売組織です。禁止こそされていませんが、特定商取引法で厳しく規制されています。ともにピラミッド型に組織を拡大していくため永久に拡大できるわけはなく、いずれ行き詰まって破綻する性質を持っています。

本件の場合、組織が説明どおりの年金を支払うとすれば、支払う年金額は入金額を何倍も上回ることにになり、このような仕組みを維持できることは、通常あり

マルチ商法の場合、20日間のクーリング・オフ期間があります。クーリング・オフ期間が過ぎてしまっている場合でも中途解約ができます。購入した商品も組織への入会1年以内であり、かつ受け取った日から90日以内で未使用の場合は、上限10%の解約料で返品できます。

また、勧誘時に事実と異なる説明を受け、それを信じて契約した場合には取り消しを主張できます。

Y子さんが勧誘されたときに受けた説明は事実ではありませんでしたので、契約の取り消しを求めることができます。



得ません。

友人から「健康食品を販売する組織に入り毎月購入し続ける」と、数ヶ月後から年金が支給されると誘われた。説明によると、健康食品の購入代金は1ヶ月約15,000円で、このうちの一部が積み立てられ、年金になるとのこと。

支給される年金は最初5,000円程度から始まり、段階的に金額が増える仕組み。2年間で差し引き約200万円の収入になるといふ。また、人を誘って入会させると年金とは別にボーナス

が支給され、入会した人が更に別の人を入会させた場合にもボーナスが支給されるとのことであった。

とてもよい話だと思い、会員になった。ところが、支給されるはずの年金が約束どおりに支払われない。最初はわずかながら支払われたがその後はゼロ。話が違つと苦情を言つと「お金がないので支払えない」と言われた。この組織に強い不信任感が沸いてきた。やめたい。

(50歳代 Y子)

こんにゃくゼリーで
また死亡事故!

- 「こんにゃくゼリー」で幼児が死亡する事故が、兵庫県でまた起きました。
- 商品はミニカップ入りのこんにゃくゼリーです。
- 事故を防ぐためには、
 - ①幼児や児童、高齢者は絶対に食べないこと
 - ②凍らせて食べないこと

上記2つの注意点を守りましょう。

多重債務者無料相談会

下記の通り、弁護士・司法書士による無料相談会が実施されます。

日時:12月13日(土)10時～16時

12月14日(日)10時～16時

場所:県立消費生活センター(彦根市)

定員:各日 12名

方法:事前予約制

予約:077-528-3412

一人で悩まず、相談してください。

解決しない借金問題はありせん!!

